

令和 8 年 6 月 2 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6 月 2 日（初 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 2 号 令和 7 年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 7 年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 7 報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 8 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 9 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 10 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 11 報告第 9 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 12 報告第 10 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 13 報告第 11 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））
- 日程第 14 議案第 41 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 15 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 16 議案第 43 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 17 議案第 44 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 18 議案第 45 号 教育委員会委員の任命同意について

- 日程第19 議案第46号 工事請負契約の締結について（南知多町立小学校体育館空調機器整備工事）
- 日程第20 議案第47号 工事請負契約の締結について（旧篠島小学校解体工事）
- 日程第21 議案第48号 工事請負契約の締結について（旧日間賀中学校解体工事）
- 日程第22 議案第49号 財産の購入について（タブレット端末等機器47台）
- 日程第23 議案第50号 南知多町非核・平和宣言について
- 日程第24 議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 請願第1号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	木 藤 創 大	2番	橋 本 由岐穂
3番	山 本 優 作	4番	鈴 木 浩 二
5番	内 田 保	6番	石 垣 菊 蔵
7番	服 部 光 男	8番	藤 井 満 久
9番	吉 原 一 治	10番	榎 戸 陵 友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
教 育 長	高 橋 篤	参 事	安 田 龍
総 務 部 長	山 本 剛 資	総 務 課 長	鈴 木 和 芳

企画財政課長	坂本圭志	防災交通課長	山下哲矢
税務課長	相川和英	建設経済部長	奥川広康
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也
産業振興課長	伊藤尊人	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	松本伸弘
教育部長	田中直之	教育課長	富田和彦
成長戦略室長	山本剛	会計管理者 兼会計課長	大崎沙久実

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書	記	松本満砂
書	記	山下英将	書	記
				加藤久幸

〔 開会 9 時 3 0 分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

大変御多用の中、また季節外れの台風が接近している状況の中 6 月定例会に御出席いただきありがとうございます。今後、雨風強くなってくることと思います。お帰りの際には十分気をつけて下さい。

さて、4 月下旬頃からシラス漁は近年になく大漁となり、ニュースに取り上げられていました。漁業者や水産加工の皆様にとっては、大変喜ばしいことであります。特に、シラスは本町のふるさと納税の返礼品として絶大な人気を誇り、寄附の増加が財政基盤の安定と地域の魅力発信を支えていくものと期待しております。

最後になりますが、本日の議会が実り多いものとなりますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 4 回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告の提出がありましたので、その写しを送付しております。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 6 番、石垣菊蔵議

員、7番、服部光男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの16日間といたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれま
しては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税事業の推進につきまして御報告申し上げます。

本町の令和7年度ふるさと納税受入額につきましては、寄附額10億円を達成し、過去
最高額となりました。特に、ふるさと産品をみんなで育てる新しいふるさと納税の取組
として令和6年度から開始した「ふるさと納税3.0」につきましては、参加事業者数が
大幅に増加し、新たな返礼品開発や地域資源を生かした魅力発信につながるなど、着実
に効果が現れております。10億円を超える寄附額のうち、5億円以上が「ふるさと納税
3.0」によるものであり、本町の取組や地域活性化への思いに多くの皆様から御賛同を
いただく結果となりました。

今年度は、町公式キャラクター「ミーナ」のリブランディングやオリジナルボックス
ティッシュを活用した情報新事業を展開することで、南知多町という地域ブランドの認
知度向上やイメージ定着を図ってまいります。

今後も「ふるさと納税3.0」の拡充や効果的な情報発信による寄附額増加を目指すとともに、ふるさと納税を通じた地域活性化や産業振興、関係人口の創出につなげられるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、役場庁舎の開庁時間の短縮について御報告申し上げます。

現在、役場の窓口業務は午前8時半から午後5時15分までとしており、職員の定時勤務時間と同一であります。このため、閉庁間際の対応が時間外に及ぶケースが常態化しており、職員同士の情報共有や業務改善の検討に充てる時間を勤務時間内に確保することが困難な状況となっています。

こうした状況を改善するため、令和8年10月1日より開庁時間を午前9時から午後4時に短縮する試行を開始し、令和9年4月1日の本格実施に向けて、課題の精査を行ってまいります。

この変更により、窓口対応への集中と丁寧な対応の確保、業務改善に充てる時間の創出による住民サービスの質の向上、そして職員の働き方改革の推進を図ってまいります。職員が心身ともに健康で長く働き続けられる環境を整えることは、将来にわたって安定した行政サービスを提供し続けるための基盤となるものと考えています。

なお、開庁時間の短縮と併せ、マイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付についても、現在検討を進めているところであります。そのほか、試行期間中における住民の皆様の御意見、御要望を踏まえながら、本格実施に向けた体制を整えてまいります。

開庁時間短縮についての周知は、広報「みなみちた」、町公式ホームページ、町公式LINE等を通じて行い、住民の皆様への丁寧な情報提供に努めてまいります。議員各位におかれましても、地域の皆様への御説明につきまして、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告10件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ、14議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第2号の令和7年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に

基づき、議会に報告するものであります。

報告第3号の令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、水道事業会計予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第4号から報告第11号の専決処分の報告につきましては、固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第41号及び議案第42号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例及び南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第43号及び議案第44号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名のうち2名の方が令和8年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として2名の方を法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

議案第45号の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の5名のうち1名の方が令和8年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第46号の工事請負契約の締結につきましては、南知多町立小学校体育館空調機器整備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第47号の工事請負契約の締結につきましては、旧篠島小学校解体工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第48号の工事請負契約の締結につきましては、旧日間賀中学校解体工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第49号のタブレット端末等機器47台の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号の南知多町非核・平和宣言につきましては、町制施行65周年に当たり、核兵器のない平和な世界の実現を目指す本町の姿勢をより明確に示すため、議会に提案するものであります。

議案第51号の南知多町表彰条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年度に南知多町議会常任委員会の構成が変更になったことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第52号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第53号の南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年10月の水道料金の改定により、基本料金に使用水量が影響しなくなることから、期中途において水道の使用を開始し、または使用をやめたときの水道料金の算定方法を見直すため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、令和8年度一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,144万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,944万5,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

円満かつ速やかに御承認、御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第2号 令和7年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、報告第2号 令和7年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

報告第2号 令和7年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、4ページを御覧ください。

報告第2号 令和7年度南知多町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

次のページの令和7年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和7年12月議会定例会及び令和8年3月議会定例会で、繰越明許費の補正措置を御可決、御承認をいただきました9事業において、年度内に完了できないため、記載のとおり令和8年度に繰越しをしましたので、報告するものであります。

繰越しをいたしました事業は、庁舎等整備事業、公共施設残置物等撤去収集運搬処分事業、南知多町ふるさと産品創出等支援事業、水道事業対策事業、戸籍住民基本台帳システム改修事業、物価高対応子育て応援手当事業、日間賀漁港機能保全事業、種苗放流事業、中学校空調設備整備事業の9事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目ではありますが、9事業で4億2,768万9,000円であります。

その財源は、国庫支出金7,926万9,000円、県支出金8,855万円、町債1億1,070万円、一般財源1億4,917万円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第3号 令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、報告第3号 令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

報告第3号 令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、6ペ

ージを御覧ください。

報告第3号 令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

次のページの令和7年度南知多町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

本件の繰越しの理由につきましては、国の令和7年度補正予算に対応したことによるもので、年度内に事業完了できないため、記載のとおり令和8年度に繰り越したものであります。

繰越しをいたしました事業は、上段から佐久島海底送水管布設替工事施工監理業務、岩屋配水区管路耐震化工事及び佐久島海底送水管布設替工事の3事業であります。

翌年度繰越額は、表の翌年度繰越額の欄に記載のとおり、佐久島海底送水管布設替工事施工監理業務が563万2,000円、岩屋配水区管路耐震化工事が1億5,000万円、佐久島海底送水管布設替工事が9億3,500万円であります。

財源の内訳につきましては、表の財源内訳の欄に記載のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第8 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第9 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第10 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第11 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第12 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

日程第13 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件））の件から日程第13、報告第11号までの8件は関連がありますので、一括議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、報告第4号から第11号までは同一事件に関する報告でありますので、一括して御説明を申し上げます。

データの9ページをお願いいたします。

報告第4号の専決第3号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

固定資産税相続人選定誤りにより発生した事件について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、固定資産税納税義務者に係る相続人調査結果により、令和6年5月31日付で相手方に相続人代表者を確認するための文書を送付したが、後日、調査結果の誤りが判明しました。相手方は既に相続放棄の準備を進めており、相続調査などに係る費用の負担を生じさせたものであります。

3の損害賠償額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は9万3,370円で、和解の内容は、相手方に対し、相続放棄の準備に係る費用として上記損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

続きまして、報告第5号から第11号について、相手方及び損害賠償額を御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号の専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につしまし

ては記載のとおりで、損害賠償の額は4万5,490円であります。

次に、13ページをお願いいたします。

報告第6号の専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償額は4万2,520円であります。

次に、15ページをお願いいたします。

報告第7号の専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償の額は4万810円であります。

次に、17ページをお願いいたします。

報告第8号の専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償額は4万4,460円であります。

次に、19ページをお願いいたします。

報告第9号の専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償の額は4万810円であります。

次に、21ページをお願いいたします。

報告第10号の専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償の額は4万1,910円であります。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第11号の専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について、相手方につきましては記載のとおりで、損害賠償の額は4万810円であります。

今回の件を重く受け止め、適正な税務行政の執行に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって報告を終わります。

日程第14 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第41号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ32ページの提案理由の説明をお願いいたします。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたので、令和8年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の軽自動車税関係は、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴いまして規定を整備しましたので、第20条の3、第21条、第73条、第74条、旧第74条の3から第74条の8まで、第75条、第76条、第76条の3、第78条から第82条まで、旧附則第15条の2から第15条の6まで、附則第16条及び第16条の2関係であります。

(2)の固定資産税関係は、利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額の条例で定める割合を3分の1とする規定の追加で、附則第10条の2関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和8年4月1日です。

(2)は固定資産税に関する経過措置で、(3)は軽自動車税に関する経過措置であります。

提案理由の説明の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、南知多町税条例の一部を改正する条例について3点質問をいたします。

まず第1点目は、今説明がありました、この利便性向上工事とはどのような工事なのか。また、改修特別特定建築物とはどのような建築物を指すのか教えてください。

2点目、固定資産税の3分の1対象の利便性向上工事が行われた改修特別特定建築物とされる建築物は、過去の南知多町においてどのような具体的建築物が事例としてあるのでしょうか。

3点目、誰がこの改修変更の特別特定建築物として判断するのでしょうか。

その3点について教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

ちょっとお待ちください。

内田議員に申し上げます。

今ここで口頭で申し上げられましたが、データのページ数を言っていただけると皆さんも分かりやすいと思いますので、分からなかったら結構ですが分かったら教えてください。

内田議員。

○5番（内田 保君）

今日はデータを持ってきていないものですから、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

それでは、答弁をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（相川和英君）

それでは、御質問1つ目につきまして答弁させていただきます。

利便性向上工事とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、高齢者や障害者等が建築物を円滑に利用できるように行うバリアフリー化工事を指します。

具体的には、スロープや手すりの設置、エレベーターの設置、車椅子対応トイレの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備などが該当します。

次に、改修特別特定建築物につきましては、バリアフリー法の政令で定められた学校・病院・官公庁施設・劇場等であって、一定のバリアフリー改修工事を実施した施設をいいます。

次に、御質問2つ目につきまして答弁させていただきます。

現時点において、固定資産税3分の1の軽減の適用を受けた該当事例は、本町にはございません。

次に、御質問3つ目につきまして答弁させていただきます。

改修特別特定建築物に該当するかどうかの判断は、所管行政庁の長または指定確認検査機関が行います。

本町は建築主事を置いていないため特定行政庁ではなく、所管行政庁は愛知県となり、愛知県知事はその判断を行います。判断の結果は証明書として発行され、申請者はこの証明書をもって固定資産税の減額申請を行う仕組みとなっております。

なお、民間の指定確認検査機関による判断証明も可能です。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税
条例の一部を改正する条例について）

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税

条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第42号、専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの62ページの提案理由の説明をお願いいたします。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じたので、令和8年3月31日に同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)既存の引用条文の項ずれに伴う改正で、附則第2項から第6項まで、第11項から第13項まで及び第16項から第18項まで関係であります。

(2)利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する都市計画税減額の条例で定める割合を3分の1とする規定の追加で、附則第7項関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和8年4月1日です。

(2)で経過措置を定めております。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税を停止しております。

提案理由の説明の次ページ以降に新旧対照表をつけていますので、御確認をください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第42号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第16 議案第43号 人権擁護委員の推薦について

日程第17 議案第44号 人権擁護委員の推薦について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第43号 人権擁護委員の推薦について、日程第17、議案第44号 人権擁護委員の推薦についての2件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第43号、44号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの68ページを御覧ください。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5名の委員のうち、師崎地区の山本安子さん及び篠島地区の辻眞理子さんが令和8年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、山本安子さんは再任で、また辻眞理子さんの後任として辻満剛さんを法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第43号、山本安子さんは、平成26年10月1日から人権擁護委員を務められ現在に

至り、令和7年10月には人権擁護委員として法務大臣表彰を受賞されました。

次のページを御覧ください。

議案第44号、辻満剛さんは、令和3年度には南知多町スポーツ推進委員を務められ、令和6年4月1日からは南知多町会計年度任用職員として篠島小学校学習生活支援員を務めています。

2名の方は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任であると考えています。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

これより議案第44号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第18 議案第45号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第45号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第45号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの70ページを御覧ください。

教育委員会委員の5名のうち、大字篠島の折戸良直さんが令和8年7月14日をもって4年間の任期が満了となります。つきましては、折戸良直さんの後任として、小久保陽広さんを任命したいと存じます。

小久保陽広さんは、人格、識見に優れ、学習塾を営むなど、教育に関して熱意のある方でありますので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

また、観光協会に所属し、令和8年度から理事に就任し、篠島の観光振興・地域振興に貢献されておられるとともに、学校教育の当事者である保護者の視点を教育委員会の意思決定プロセスに直接反映させるための保護者であるという要件を満たしておられます。

なお、小久保陽広さんの任期は、令和8年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第45号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論は省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

日程第19 議案第46号 工事請負契約の締結について（南知多町立小学校体育館空調機器整備工事）

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第46号 工事請負契約の締結について（南知多町立小学校体育館空調機器整備工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田中直之君）

それでは、議案第46号 工事請負契約の締結についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの72ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、南知多町立小学校体育館空調機器整備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要であります。

工事名は南知多町立小学校体育館空調機器整備工事で、工事場所は南知多町立内海小

学校をはじめ4校であります。

主な工事の内容は、南知多町立内海小学校をはじめ4校に空冷ヒートポンプ式大風量スポットエアコンを内訳のとおり計17台を設置するものであります。

工期は令和8年10月30日までで、請負契約金額は7,678万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は698万円であります。

請負契約者は、半田市青山1-4-8、出亜電気工業株式会社であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

なお、参考資料として、次のページに5月7日付の入札結果、その次のページ以降には位置図及び配置図をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点質問します。

あえて、この5社を指名した理由はどういうところにあったんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問について答弁させていただきます。

指名業者の選定につきましては、町内事業者のうち、当該工事の必要な資格・実績を有する事業者を優先的に指名するとともに、近隣市町において同種・同規模の業務実績を有する事業者を加えて5者にしたものでございます。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第46号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 工事請負契約の締結について（旧篠島小学校解体工事）

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、議案第47号 工事請負契約の締結について（旧篠島小学校解体工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第47号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの84ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由であります。

旧篠島小学校解体工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要は、工事名は旧篠島小学校解体工事、工事場所は旧篠島小学校であります。

主な工事内容は、旧篠島小学校の解体工事で、本校舎1棟を解体するものでございます。

工期は令和9年3月12日までで、請負契約金額は1億8,700万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,700万円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字豊浜字鳥居135番地、株式会社石黒組であります。

契約の方法は指名競争入札で、去る4月27日に5者により実施したものであります。

入札の予定価格は、税抜きで1億7,067万円。落札率は99.6%でありました。

次のページからは参考資料として、入札結果、位置図、平面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点質問します。

入札結果の表ですが、調査基準価格と最低制限価格の違いを教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問に対しまして答弁させていただきます。

最低制限価格につきましては、この価格を下回って入札した場合には失格として取り扱うものでございます。

一方、調査基準価格とは、入札がこの価格を下回った場合でも直ちに失格とはならず、当該入札者に対し適正な履行が可能かどうかについて低入札価格調査を実施し、その結果に基づいて落札者を決定するものでございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第47号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第48号 工事請負契約の締結について（旧日間賀中学校解体工事）

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、議案第48号 工事請負契約の締結について（旧日間賀中学校解体工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第48号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データ90ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由であります。

旧日間賀中学校解体工事について、請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要は、工事名は旧日間賀中学校解体工事、工事場所は旧日間賀中学校であります。

主な工事内容は、旧日間賀中学校の解体工事で、本校舎及び特別教室など2棟の合計3棟を解体いたします。なお、旧日間賀中学校の体育館は引き続き使用するため、解体はいたしません。

工期は令和9年9月25日まで、令和9年度までの継続事業となります。

請負契約金額は3億1,680万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2,880万円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組であります。

契約の方法は制限付一般競争入札で、去る4月27日に実施したものであります。入札参加者は1者でありました。

事後審査型入札のため、この1者につきましては、入札参加資格の確認、審査した結果、適格であったため4月28日に落札者として決定をいたしました。

入札の予定価格は、税抜きで2億9,318万3,431円で、落札率は98.2%でした。

次のページからは参考資料として、入札結果、位置図と平面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第48号について2点お伺いします。

まず第1点目は、事後審査型一般競争入札と言われました。これは普通の一般競争入札と比べて、何がよい方法だと考えているのでしょうか。なぜ、このような入札方式を選んだのか。

2点目です。

町としては、事後審査型の一般競争入札の対象案件としては、建設工事はいくらで、業務委託はいくらから予定しているのでしょうか。

この2点をお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

それでは、答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、一般競争入札には事前審査型と事後審査型の2つの方式がございます。事前審査型は、入札への参加を希望する全ての事業者に対して、入札前に参加資格の審査を行う方式でございます。一方、事後審査型は、入札を先に実施し、最低価格で入札した事業者から順次参加資格の審査を行う方式でございます。

2つの方式を比較した場合、事後審査型は審査対象が最低入札価格者からのみとなりまして、審査事務を効率的に進めることができるため、事後審査型一般競争入札を選択しております。

御質問2つ目につきましては、一般競争入札の対象案件は3億円以上の建築・土木工事のみを対象としておりますので、業務委託では金額の設定はしておりません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第48号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時35分までといたします。

〔 休憩 10時25分 〕

〔 再開 10時35分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第22 議案第49号 財産の購入について（タブレット端末等機器47台）

○議長（鈴木浩二君）

日程第22、議案第49号 財産の購入について（タブレット端末等機器47台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第49号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの98ページの提案理由の御説明をお願いいたします。

1の提案の理由は、タブレット端末など機器47台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2の財産の概要は、タブレット端末など機器47台を南知多町役場に令和9年2月26日までに納入するものでございます。

契約金額は1,345万6,080円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は122万3,280円でございます。

契約の相手方は、名古屋市西区名駅2-27-8、トーテックアメニティ株式会社でございます。

契約の方法は指名競争入札でございまして、なお、次のページには4月27日執行の入札結果、その次のページには参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点、お願いいたします。

1点目、入札結果の表を見るとトーテックアメニティ株式会社だけになっていて、ほかの4者は辞退や未受領になっております。これはどういう理由でこういう結果になってしまったのでしょうか。

それから2点目、予定価格はいくらだったのか、設定していないのかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂本圭志君）

ただいまの質問につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきまして、応札を見送った事業者から提出されました辞退届を確認

いたしましたところ、設定された納期内での納品が困難であることが主な理由として上げられております。

御質問2つ目につきまして、物品の調達に係る入札については、予定価格は公表しておりませんので、お答えすることができません。理由といたしましては、予定価格を公表することで、入札者がその金額に合わせた入札を行ってしまい、適正な価格競争を阻害するおそれがあるためでございます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第49号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第50号 南知多町非核・平和宣言について

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、議案第50号 南知多町非核・平和宣言についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第50号 南知多町非核・平和宣言につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの103ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、昨年9月に議会から提出された「非核平和都市宣言を求める意見書」を受け、検討を進めてまいりました。

本町では、これまで「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネル展の開催など、平和啓発に取り組んできたところでもあります。町制施行65周年に当たり、核兵器のない平和な世界の実現を目指す本町の姿勢をより明確に示すため、本宣言を提案するものであります。

2の宣言日は、議会で御賛同いただければ、本日、令和8年6月2日を宣言日とさせていただきます。

それでは、南知多町非核・平和宣言の全文を拝読いたします。

データの102ページを御覧ください。

南知多町非核・平和宣言。

私たちのまち南知多町は、伊勢湾と三河湾に囲まれた豊かな海と、美しい自然、そして人と人との温かなつながりに支えられてきました。海の恵みに感謝し、穏やかな日々を大切にしながら、先人たちが築いてきたこの町の歩みは、本年、町制65周年という節目を迎えます。

しかし、世界に目を向ければ、各地で緊張や対立が見られる状況が続いており、多くの尊い命と平和な暮らしが脅かされています。戦後80年が経過し、平和への誓いは、今なお人類共通の願いであり、決して風化させてはなりません。

静かな海が広がるこの町から、全ての核兵器のない世界の実現を私たちは願います。

子どもたちが安心して未来を語り、高齢者が穏やかに暮らし、訪れる人々が心安らぐ町であり続けるために、私たちは日々の暮らしの中で思いやりを育み、対話を大切にし、平和の尊さを次の世代へと伝えていきます。

海は、国と国を隔てるものではなく、つなぐものです。

南知多町は、この海のように広く穏やかな心で、世界の人々と平和を分かち合うまちであることを誓います。

ここに、町制65周年に当たり、南知多町が恒久平和の実現に向けて歩み続けることを宣言します。

令和8年6月2日、南知多町。

宣言文は以上でございます。

何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

きます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

非核・平和宣言について、大いに賛成するものであります。格調高い宣言文で、南知多町として大いにほかの自治体に対しても影響を及ぼすものと思われま

す。それに関連して2点質問いたします。

1点目、他市町の半田市や美浜町などは、非核・平和宣言の町というポールを役場敷地内または、公共施設内に立てていますが、そのような計画はありますか。

2点目、非核・自治体宣言を、どのように町民や他市町に周知していく予定ですか。

2点お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目につきましては、役場などにポール等を立てる計画はありませんが、非核・平和宣言の横断幕を作成し、庁舎に掲げる予定です。

2つ目につきましては、広報及びホームページにて周知をしていく予定です。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第50号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第24、議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第51号 南知多町表彰条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの106ページをお願いします。提案理由の説明をお願いいたします。

1の提案理由は、令和7年度に南知多町議会常任委員会の構成が変更となったことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、表彰審査委員会の構成委員を総務厚生委員会委員長に改正するもので、第5条関係であります。

3の施行期日等は、公布の日から施行し、改正後の南知多町表彰条例の規定は令和8年4月1日から適用するものであります。

なお、提案理由の説明の次のページに新旧対照表が添付してありますので、後ほど御覧ください。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第52号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの110ページの提案理由の説明書を御覧ください。

1の提案の理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、非常勤消防団員等が公務などにより死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を「31万5,000円」から「33万円」に引き上げるもので、第18条関係でございます。

3の施行期日等は、(1)の施行期日は公布の日でございます。

(2)の経過措置としましては、令和8年4月1日以降に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例によるものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、総務厚生委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、総務厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第26、議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（奥川広康君）

それでは、議案第53号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの114ページ、提案理由の説明書を御覧ください。

1の提案の理由は、令和8年10月の水道料金の改定により、基本料金に使用水量が影響しなくなることから、期の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの水道料金の算定方法を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、期の中途において水道の使用を開始し、または使用をやめたときの水道料金算定方法を改正するもので、第26条関係であります。

3の施行期日等につきまして、施行期日は令和8年10月1日であります。

水道料金に関する経過措置につきましては、施行日前から継続して使用している場合

で、施行日以降初めての検針に係る料金については、従前の例によるものであります。

提案理由の次のページ以降に新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、文教建設委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第54号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほう、116ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,144万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,944万5,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正で地方債の変更をお願いするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。少し飛びまして、データ121ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費は250万円の増額補正でございます。

これは、日間賀島西区のコミュニティ備品購入に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、9目電算管理費は1,041万1,000円の増額補正でございます。

これは、当初予算で購入予定であった事務用機器68台のうち、価格高騰により購入することができなかった21台を追加購入するための経費でございます。

次に、14目公共交通対策事業費は1,969万4,000円の増額補正でございます。

これは、令和8年10月から海っ子バス豊浜線を復活するためにかかる運行等の経費でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費は274万3,000円の増額補正でございます。

これは、南知多町スマイル登園事業として、保育所等で使用するおむつ、お尻拭き等を町が購入・提供し、保護者の負担軽減と子育て支援強化を図るための経費でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、3目漁港管理費は297万9,000円の増額補正でございます。

これは、山海漁港浚渫工事について、土砂の堆積範囲及び堆積量が当初予算要求時より多いことが判明したため、増額するものでございます。

次のページ、122ページを御覧ください。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費は360万円の財源更正でございます。

これは、小桝緑地トイレ洋式化工事に対して港湾整備事業債を充当することで、一般財源から財源更正するものでございます。

次に、9款1項消防費、4目災害対策費は200万円の増額補正でございます。

これは、篠島地区防災組織の防災資機材の購入に対し、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものでございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費は111万8,000円の増額補正でございます。

これは、篠島中学校グラウンドに設置されているフェンスについて、支柱の腐食が進んでおり、倒壊の危険性を伴うため、新たなフェンスの設置工事を行うための経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、データ120ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

19款1項1目繰越金は3,044万5,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整として増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項3目雑入は450万円のうち、1節総務費雑入は250万円の増額補正でございます。

これは、日間賀島西区のコミュニティ備品購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、7節消防費雑入は200万円の増額補正で、篠島地区防災組織の防災資機材購入に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に、21款1項町債、3目農林水産業債は290万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました山海漁港浚渫工事の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

次に、5目土木債は360万円の増額補正でございます。

これは、当初予算に計上いたしました小桝緑地トイレ洋式化工事の財源として借入れを行うため、起債限度額を増額するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、少し戻りまして、データ118ページ、左側の表を御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の21款町債にて御説明させていただきました地方債限度額の変更でございます。

次に、少し飛びまして、データ123ページを御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。

表の一番下段の右側になりますが、令和8年度末現在高見込額は63億396万9,000円でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第28 請願第1号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、請願第1号 日本政府に南知多町議会として「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第1号につきましては、請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により、総務厚生委員会に付託いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の議会2日目の会議でございますが、本日深夜に災害対策本部が設置されるかと思ひます。その場合は、職員の皆さんは防災服になりますので、その辺を御了承いただきたいと思います。今のところ、通常のとおり明日も議会を開催いたします。議員の方々はふだんの服装のままで結構でございます。

また、明日朝は、相当風・雨が強いと予想されますので、傍聴に来られる皆様は十分気をつけて来ていただきたいと思いますので、また明日はテレビの放送も後日ご

ざいますので、あまり無理なさらないようにというお願いを申し上げまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 11時02分]